

家庭的保育事業等の認可について

1 概要

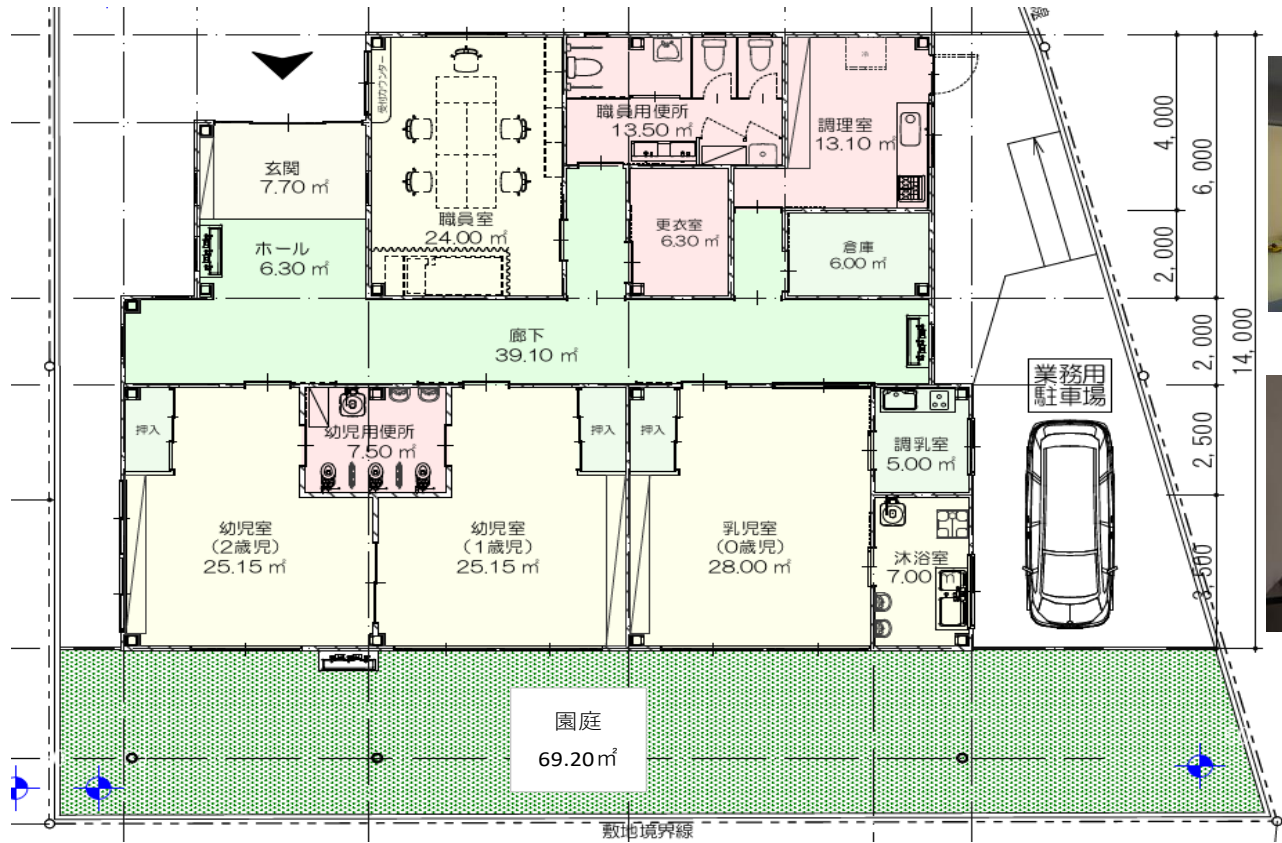
次の園について、関係法令等に基づき、市長が認可を行うに当たって、当分科会の意見を伺うもの。

施設名称	ゆもと保育園
認可・開園予定日	令和4年5月1日
施設類型	小規模保育事業所（A型）
認可(利用)定員	0歳：6名 1,2歳：12名 合計 18名
法人名	社会福祉法人 栄和会
代表者職・氏名	理事長 宮内 丈夫
施設所在地	いわき市常磐下湯長谷町一町田 31-11
現施設類型	新規
認可基準(市条例等)	適：(P 3 参照)
他運営施設	さかえ保育園、中央台保育園、中央台東保育園（小規模保育事業所 A 型）

施設位置図

○ゆもと保育園（いわき市常磐下湯長谷町一町田 31-11）





【ゆもと保育園 図面】

2 主な基準と確認内容及び基準適合の適否

「いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等」に基づくもの。

条項	基準（条文抜粋）	確認内容	適否																											
第7条	<p>（保育所等との連携） 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「<u>連携施設</u>」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>連携施設・・・家庭的保育事業所等は、保育所等との間で、次の3つの内容を満たした協定を締結する必要がある。 ① 集団保育の機会の提供や地域型保育事業者に対する相談・助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと ② 代替保育（保育者の急病などの際に連携施設で子どもを預かる又は職員を派遣すること） ※ 例外的に小規模保育事業所等との連携でも可 ③ 卒園後の受け皿（地域型保育事業が0～2歳のみの保育事業であるため、3歳（満3歳となった年の年度末以降）の受け皿施設となること）</p>	以下の施設と連携体制を確保済み ・さかえ保育園（自法人の保育所）	適																											
第16条第1項	<p>（食事） 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所内で調理する方法により行わなければならない。</p>	施設内に調理設備を設け、調理員を確保し自園調理による給食の提供を行うことを確認	適																											
第18条第1項	<p>（利用乳幼児及び職員の健康診断） 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならない。</p>	嘱託医・嘱託歯科医との委嘱契約、年間行行事予定表により検診日程を確認	適																											
第29条関係	<p>（設備の基準） ① 乳児室又はほふく室(0,1歳児×3.3㎡) ② 調理設備 ③ 保育室又は遊戯室(2歳児×1.98㎡) ④ 屋外遊戯場(2歳児×3.3㎡) ⑤ 便所 を設けること。</p>	見取り図及び現地調査等により確認 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">① 乳児室又はほふく室</th> </tr> <tr> <th>0,1 歳児</th> <th>必要面積</th> <th>保有面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12 名</td> <td>39.6 ㎡</td> <td>53.15 ㎡</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">③ 保育室又は遊戯室</th> </tr> <tr> <th>2 歳児</th> <th>必要面積</th> <th>保有面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 名</td> <td>11.88 ㎡</td> <td>25.15 ㎡</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">④ 屋外遊戯場</th> </tr> <tr> <th>2 歳児</th> <th>必要面積</th> <th>保有面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 名</td> <td>19.8 ㎡</td> <td>69.20 ㎡</td> </tr> </tbody> </table>	① 乳児室又はほふく室			0,1 歳児	必要面積	保有面積	12 名	39.6 ㎡	53.15 ㎡	③ 保育室又は遊戯室			2 歳児	必要面積	保有面積	6 名	11.88 ㎡	25.15 ㎡	④ 屋外遊戯場			2 歳児	必要面積	保有面積	6 名	19.8 ㎡	69.20 ㎡	適
① 乳児室又はほふく室																														
0,1 歳児	必要面積	保有面積																												
12 名	39.6 ㎡	53.15 ㎡																												
③ 保育室又は遊戯室																														
2 歳児	必要面積	保有面積																												
6 名	11.88 ㎡	25.15 ㎡																												
④ 屋外遊戯場																														
2 歳児	必要面積	保有面積																												
6 名	19.8 ㎡	69.20 ㎡																												
第30条関係	<p>（職員の配置の基準） ・ 保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ・ 保育士は以下の数の合計数に1を加えた数以上とする。 乳児:おおむね3人につき1人 1,2 歳児:おおむね6人につき1人</p>	職員名簿・履歴書・資格証により確認 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>必要職員数</th> <th>配置職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 名</td> <td>8 名</td> </tr> </tbody> </table> ※ 平日・土曜のシフトも含めすべての時間帯において基準を満たすことを確認	必要職員数	配置職員数	5 名	8 名	適																							
必要職員数	配置職員数																													
5 名	8 名																													
第19条関係	<p>（家庭的保育事業所等内部の規定） 家庭的保育事業者等は、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規定を定めておかなければならない。</p>	運営規定等により確認	適																											